

ごみ処理有料化に関する調査（減免措置・配慮品目）

資料3-1

自治体名	有料化開始時期	生活保護受給世帯等の減免措置	配慮品目		
			おむつ	ボランティア清掃ごみ	枝・葉・草
田村市	平成9年7月～	× 災害時のみ（り災証明必要）	× 汚物を取り除き、もやせるごみ指定袋に入れて出す。	○ 「除染ごみ袋（45L程度）」の在庫を使っている。町内会などから申請があれば、「除染ごみ袋」を無料配付。	× もやせるごみ指定袋に入れて出す。 （長さ60cm以下、太さ10cm以内。枝木は、多少はみ出していても収集する）
白河市	平成11年10月～	○ 1 生活保護受給者世帯 ※福祉部門で指定袋の配付を担当（訪問した際など） 2 ひとり親世帯（非課税要件なし） 「指定袋（小 30L）20枚入を3袋無料配付」 ※環境保全課で通知（引換券を送付）	× 汚物を取り除き、燃えるごみ指定袋に入れて出す。	○ 町内会などから申請があれば、「ボランティア袋（45L程度）」を無料配付。枚数制限なし。1つの集積所に1回10袋まで出せる。	× 燃えるごみ指定袋に入れて出す。 （集積所に出す場合は指定袋に入るものに限る）
会津坂下町	平成22年10月～	× 1 天災その他の災害を受けた者 2 その他町長が必要と認められた者	○ おむつ専用袋を無料で配付。 1 会津坂下町在宅重度障害者対策事業による紙おむつの給付を受けている方（60枚/年） 2 満2歳未満の乳幼児の保護者（乳幼児が2歳に達するまでの期間につき 120枚）	○ 町内会の清掃活動に対して、土嚢袋と可燃ごみ専用袋（40L）を無料配付。	○ 木の枝は太さ15cmまで無料。長さ60cm以下にまとめ、束ねて出す。 （※草花・葉は、可燃ごみ専用の袋に入れて、燃えるごみに出す）